

戸建て住宅への住み替えをご希望の方へ

「滝川市住み替え支援補助制度をご利用ください！」

## ■滝川市住み替え支援補助制度■

(子育て世帯のゆとりある居住環境の獲得を支援します。)

(なお、この制度は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの時限措置となっています。)

### [ I ] 子育て世帯向け住み替え支援制度

- 対象となる住み替え 中空知住み替え支援協議会が斡旋する戸建て賃貸住宅に転居する場合
- 対象となる子育て世帯 18歳以下の子供が同居する世帯で、世帯の収入が市営住宅入居基準に基づき算定される収入月額が21万4千円以下で、市税の滞納がないこと。
- 補助金の交付金額 入居する賃貸住宅の月額家賃の額に、下記の収入区分に応じ補助率を掛けて算定する。
  - 上記に基づく収入月額 15万8千円以下 家賃×40%
  - 上記に基づく収入月額 21万4千円以下 家賃×30%\*月額家賃補助の上限額は2万5千円とし、入居から3年間に限り補助を継続します。

※転居する前に市役所に補助申請書を提出、入居後14日以内に転居先の住民票を提出いただき、2か月ごとに補助金を交付します。(家賃の補助金の交付は、2か月分をまとめて支給します。)

※両制度とも補助金の交付は、同一の世帯(個人)について1回限りとする。

申請手続きなど詳しくは下記をご覧ください。

### ■戸建て賃貸住宅への入居■ (子育て世帯で支援)

#### ①居住相談

●家族状況に適した戸建て住宅への住み替え希望に対する賃貸物件紹介  
※登録された戸建て住宅は、中空知住み替え支援協議会に紹介ください。

#### ②補助申請

●登録された戸建て賃貸住宅を決定(転居日指定)して申請→交付通知  
※入居から3年間の補助とし、毎年度4月に申請を更新いただきます。

#### ③実績報告

●転居後、住民登録を転居後の住宅に変更、転居後の住民票を提出  
※転居後、14日以内に転居した住民票を添え、完了報告書を提出

#### ④補助交付

●転居の報告を確認し、申請者の指定口座に補助金を振り込みます。  
※補助金は、2か月分を一括し、2か月の翌月の10日までに支給します。  
※市税の滞納がある場合は、申請受付・補助金交付を受けられません。

■補助申請（補助申請の提出手続きは、下記窓口にてお願いします。）

・滝川市建設部建築住宅課（滝川市役所4階） TEL 28-8040（直通）

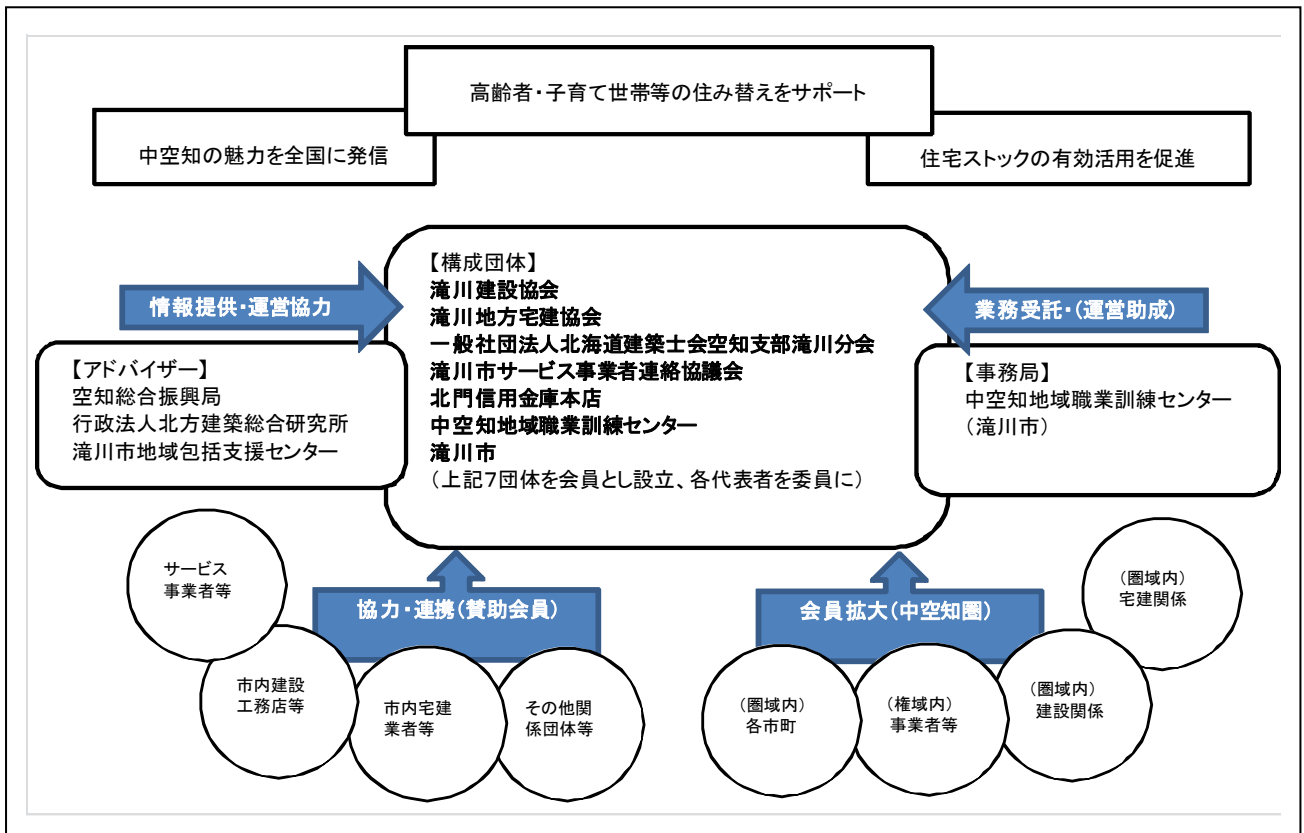
■住宅相談・戸建て住宅の登録および賃貸物件等の紹介

・中空知住み替え支援協議会（事務局：中空知地域職業訓練センター）

住所 滝川市流通団地3丁目6番22号 電話 24-1880

[参考 中空知支援協議会の紹介]

【中空知住み替え支援協議会の設立】



【中空知住み替え支援協議会の役割】

